

議案第 10 号

令和 3 年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度屋久島町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,768 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 179,139 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日 提出  
屋久島町長 荒木 耕治

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		106,317	△360	105,957
	1 後期高齢者医療保険料	106,317	△360	105,957
2 使用料及び手数料		12	12	24
	1 手数料	12	12	24
4 繰入金		72,306	△664	71,642
	1 一般会計繰入金	72,306	△664	71,642
6 諸収入		2,272	△756	1,516
	2 償還金及び還付加算金	310	△260	50
	4 雑入	1,757	△306	1,451
	5 受託事業収入	195	△190	5
歳入合計		180,907	△1,768	179,139

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,597	△453	10,144
	1 総務管理費	10,017	△398	9,619
	2 徴収費	580	△55	525
2 後期高齢者医療広域連合納付金		167,069	△419	166,650
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	167,069	△419	166,650
3 保健事業費		2,830	△695	2,135
	1 健康保持増進事業費	2,830	△695	2,135
4 諸支出金		311	△201	110
	1 償還金及び還付加算金	310	△200	110
	2 繰出金	1	△1	0
歳 出 合 計		180,907	△1,768	179,139

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	106,317	△360	105,957
2 使用料及び手数料	12	12	24
4 繰入金	72,306	△664	71,642
6 諸収入	2,272	△756	1,516
歳入合計	180,907	△1,768	179,139

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	10,597	△453	10,144				△453
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	167,069	△419	166,650				△419
3 保健事業費	2,830	△695	2,135				△695
4 諸支出金	311	△201	110				△201
歳 出 合 計	180,907	△1,768	179,139				△1,768

## 2. 歳 入

### (款) 1 後期高齢者医療保険料

### (項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 特別徴収保険料	74,002	△2,336	71,666	1 現年度分	△2,336	現年度分 △2,336
2 普通徴収保険料	32,315	1,976	34,291	1 現年度分	2,187	現年度分 2,187
				2 滞納繰越分	△211	滞納繰越分 △211
計	106,317	△360	105,957			

### (款) 2 使用料及び手数料

### (項) 1 手数料

2 督促手数料	12	12	24	1 督促手数料	12	督促手数料 12
計	12	12	24			

### (款) 4 繰入金

### (項) 1 一般会計繰入金

1 事務費繰入金	11,564	△455	11,109	1 事務費繰入金	△455	事務費繰入金 △455
2 保険基盤安定繰入金	60,742	△209	60,533	1 保険基盤安定繰入金	△209	保険基盤安定繰入金 △209
計	72,306	△664	71,642			

### (款) 6 諸収入

### (項) 2 償還金及び還付加算金

2 保険料還付金	300	△260	40	1 保険料還付金	△260	保険料還付金 △260
計	310	△260	50			

### (款) 6 諸収入

### (項) 4 雑入

1 雑入	1,757	△306	1,451	1 雑入	△306	雑入 △306
計	1,757	△306	1,451			

### (款) 6 諸収入

### (項) 5 受託事業収入

1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入	195	△190	5	1 訪問指導事業収入	△190	訪問指導事業収入 △190
計	195	△190	5			

3. 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	10,017	△398	9,619				△398	1 報酬	△43	保健事業事務補助員（特適）	△43
								3 職員手当等	△123	特殊勤務手当 時間外勤務手当 退職手当組合負担金	△23 100 △200
								4 共済費	△70	職員共済組合負担金	△70
								8 旅費	△121	普通旅費 費用弁償	△100 △21
								10 需用費	△26	消耗品費 印刷製本費	△21 △5
								11 役務費	△15	通信運搬費	△15
計	10,017	△398	9,619				△398				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

1 徴収費	580	△55	525				△55	10 需用費	△43	消耗品費 燃料費	△33 △10
								11 役務費	△140	通信運搬費	△140
								18 負担金、補助及び交付金	128	後期高齢者医療広域連合納付金（被保険者保険料）	128
計	580	△55	525				△55				

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者医療広域連合納付金	167,069	△419	166,650				△419	18 負担金、補助及び交付金	△419	後期高齢者医療広域連合納付金（保険基盤安定分担金） 後期高齢者医療広域連合納付金（過年度）	△208 △211
計	167,069	△419	166,650				△419				

## (款) 3 保健事業費

## (項) 1 健康保持増進事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 健康診査費	2,435	△430	2,005				△430	11 役務費	△30	手数料	△30
								12 委託料	△400	健康診査委託料	△400
2 保健教育指導費	195	△165	30				△165	1 報酬	△72	保健事業専門員（有資格者：特適）	△72
								8 旅費	△93	普通旅費 費用弁償	△84 △9
3 疾病予防費	200	△100	100				△100	18 負担金、補助及び交付金	△100	人間ドック利用補助金	△100
計	2,830	△695	2,135				△695				

## (款) 4 諸支出金

## (項) 1 償還金及び還付加算金

2 保険料還付金	300	△200	100				△200	22 償還金、利子及び割引料	△200	保険料還付金	△200
計	310	△200	110				△200				

## (款) 4 諸支出金

## (項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	△1	0				△1	27 繰出金	△1	一般会計繰出金	△1
計	1	△1	0				△1				

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

後期高齢事業

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正前	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	2	165	0	0	0	0	165	0	165	
	計	2	165	0	0	0	0	165	0	165	
補正後	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	2	50	0	0	0	0	50	0	50	
	計	2	50	0	0	0	0	50	0	50	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	0	△ 115	0	0	0	0	△ 115	0	△ 115	
	計	0	△ 115	0	0	0	0	△ 115	0	△ 115	

1. 長等とは、町長、副町長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。
2. この表は報酬又は給料をもって支弁される特別職の職員で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。
3. 給与費欄のその他の手当欄に記載した場合は、備考欄に当該手当の内容を具体的に記載すること。

# 給 与 費 明 細 書

## 2. 一 般 職

### (1) 総 括

後期高齢事業

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	1	0	4,339	3,061	7,400	1,424	8,824	
補 正 後	1	0	4,339	2,938	7,277	1,354	8,631	
比 較	0	0	0	△ 123	△ 123	△ 70	△ 193	

職員手当の内訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	へき地勤務 手 当 (千円)
	補正前	1,764	0	312	0	0	0	87	0
	補正後	1,764	0	312	0	0	0	187	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	100	0
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)			初任給調整手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	
補正前	30	0	0			0	868		
補正後	7	0	0			0	668		
比 較	△ 23	0	0			0	△ 200		

備考 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。